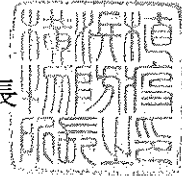


30 横植第771号
平成30年6月21日

一般社団法人 全国植物検疫協会会長 殿

農林水産省横浜植物防疫所長



平成30年度「植物検疫くん蒸作業主任者専門講習」の実施について

日頃より、植物検疫に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、本年度の標記講習の期日及び受講手続等について、別紙のとおり植物防疫所ホームページ (<http://www.maff.go.jp/ppsj/information/kousyuu/index.html>) に掲載しましたので、貴協会各支部長及び会員宛お知らせ願います。

なお、ホームページへの掲載期間は、6月22日（金）から7月20日（金）までであることを申し添えます。



平成30年度「植物検疫くん蒸作業主任者専門講習」について

1 目的

植物検疫くん蒸作業主任者専門講習は、植物検疫くん蒸の的確かつ安全な実施に必要な専門知識及び実務を習得するために実施するものです。

2 受講資格

次の各号の全てに該当すること。

(1) 都道府県労働局に登録された教習機関が実施する特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「技能講習」という。）を修了している者、又は修了が見込まれる者。

ただし、専門課程のうち燐化アルミニウムくん蒸は、技能講習修了の有無に関わらず受講することができます。

(2) 所属先からの推薦がある者。

3 実施方法

(1) 開催場所

横浜市、名古屋市、神戸市、北九州市、那覇市

注) 受講希望者が少数の開催場所は、他の開催場所に変更となる場合があります。

(2) 講習及び修了試験日程

平成30年8月22日（水曜日）及び8月23日（木曜日）

(3) 講習科目等

講習科目	範囲	時間	摘要
植物検疫の概要及び植物検疫関係法令に関する知識	植物検疫の目的及び植物防疫法関係法令	1時間	第1日
くん蒸効果の確保に関する知識	くん蒸効果に影響する要因	1時間	第1日
植物検疫くん蒸の実務に関する知識	各専門課程（本船、はしけ、サイロ、倉庫、木材天幕、青酸ガス又は燐化アルミニウムくん蒸）の実務、ガス検定器等の操作方法及び危害防止対策要綱に規定する植物検疫くん蒸作業主任者の職務	各専門課程の合計7時間	第1日、第2日

(4) 受講料及び受験料

無料

(5) 受講申込み手続き

ア 所定の申込用紙で申し込む場合

(ア) 申込方法

植物検疫くん蒸作業主任者専門講習受講申込書（一太郎、Word、PDF^{*1}、記入例^{*2}）に必要事項を記入の上、お申し込み下さい。なお、受講申込書に、所属先からの推薦状を添えて

下さい。

(イ) 申込先

最寄りの植物防疫（事務）所（支所及び出張所も含みます。）※³

イ 植物防疫所ホームページから申し込む場合

お手数ですが、次の問い合わせ先までご連絡下さい。

問い合わせ先

所名	担当	電話番号
横浜植物防疫所	本船貨物担当	045-211-7152
名古屋植物防疫所	本船貨物担当	052-651-0112
神戸植物防疫所	本船貨物担当	078-331-2386
門司植物防疫所	輸入検疫担当	093-321-2601
那覇植物防疫事務所	輸入検疫担当	098-868-2850

ウ 申込期限

平成30年7月20日（金）必着